

参考資料

社会资本整備審議会 道路分科会
基本政策部会 第16回物流小委員会
(平成30年5月28日) 資料より

重要物流道路制度における国際海上コンテナ車の運用について

参考資料

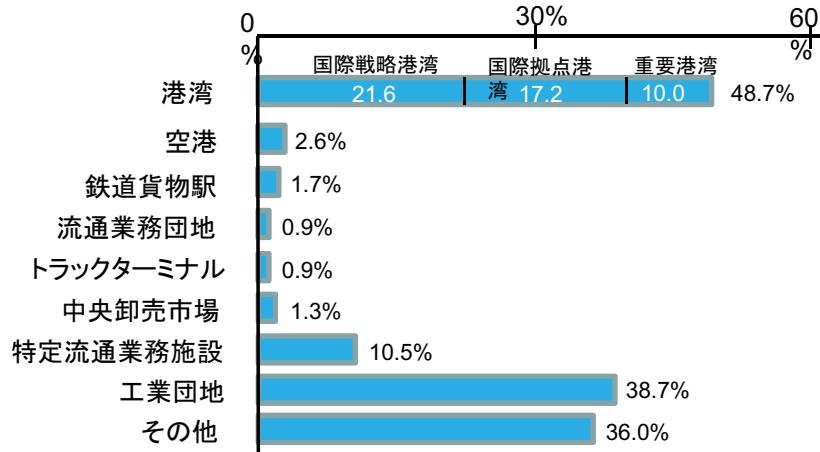


Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

国際海上コンテナ車の輸送状況

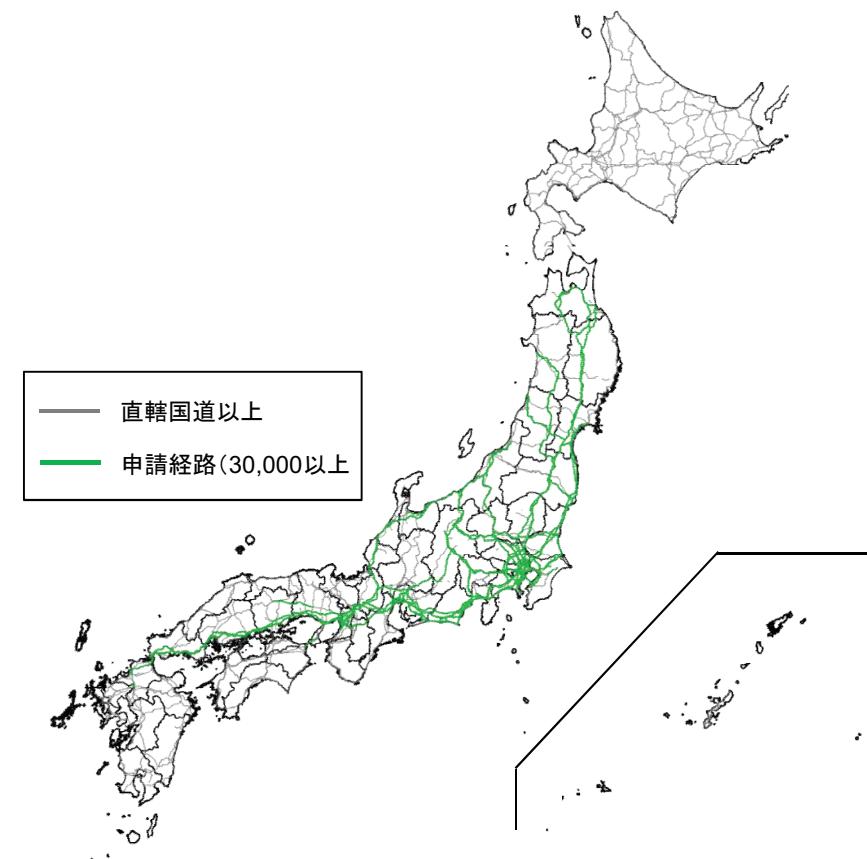
- 国際海上コンテナ車は全国を広範に通行している。また、港湾や工業団地を発着地とする輸送が多く、100km以内の通行が約4割と近距離の輸送が多い。

■国際海上コンテナ車(40ft背高)の発着施設の割合

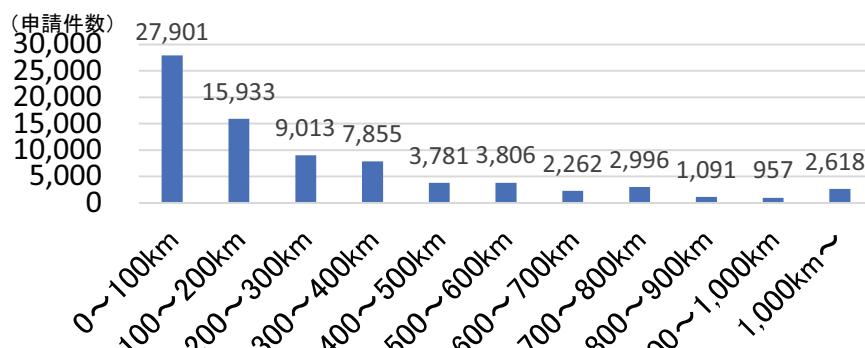


※特車申請データをデータ上の発着地に近接する拠点類型に計上。
発着地に近接する拠点が複数ある場合は重複して計上。
出典:2016年度特殊車両通行許可データ(国土交通省)

■国際海上コンテナ車(40ft背高)の通行経路



■国際海上コンテナ車(40ft背高)の通行距離



出典:2016年度特殊車両通行許可データ(国土交通省)

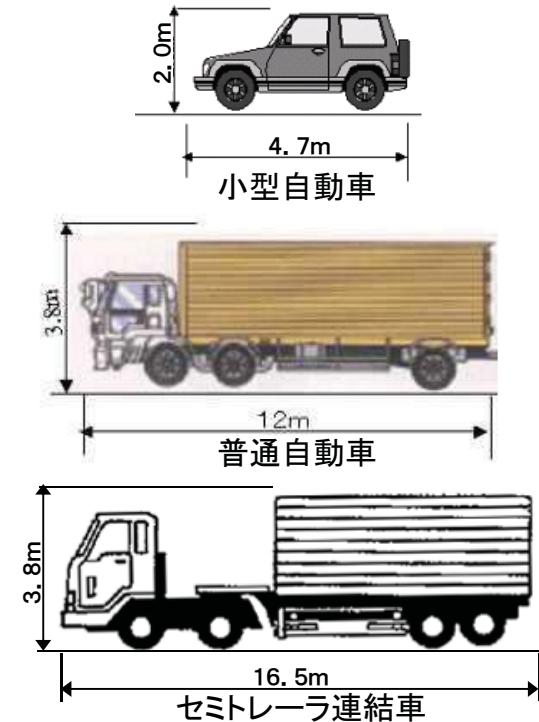
構造基準の具体的内容(設計車両)

- 車両の大きさは、道路の幅員構成、曲線部の拡幅、交差点の設計、視距等といった構造要件を決める際の基礎的条件となるため、設計車両の諸元を定めている。
- セミトレーラー連結車については、幾何条件の制約が大きいことから全ての道路を通行可能とすることは、合理的ではないため、規格の高い道路のみ適用の対象としている。

<道路構造令第4条>

- ・第1種、第2種、第3種第1級、第4種第1級の道路：
小型自動車、セミトレーラ連結車
- ・その他の道路：小型自動車、普通自動車

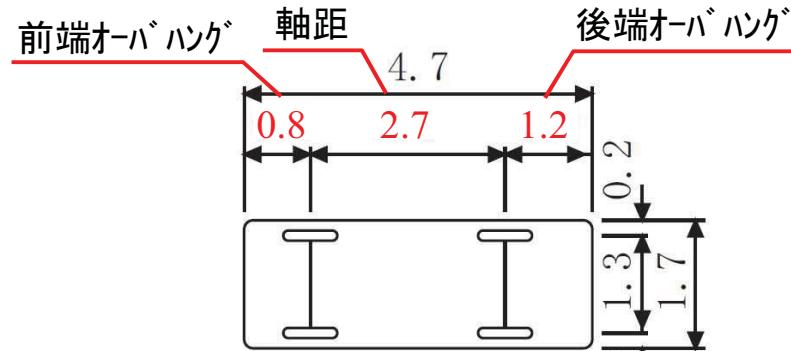
諸元	設計車両	小型自動車	普通自動車	セミトレーラ連結車
長さ	4.7m	12m	16.5m	
幅	1.7m	2.5m	2.5m	
高さ	2m	3.8m	3.8m	
前端オーバーハング	0.8m	1.5m	1.3m	
軸距	2.7m	6.5m	前軸距4m 後軸距9m	
後端オーバーハング	1.2m	4m	2.2m	
最小回転半径	6m	12m	12m	



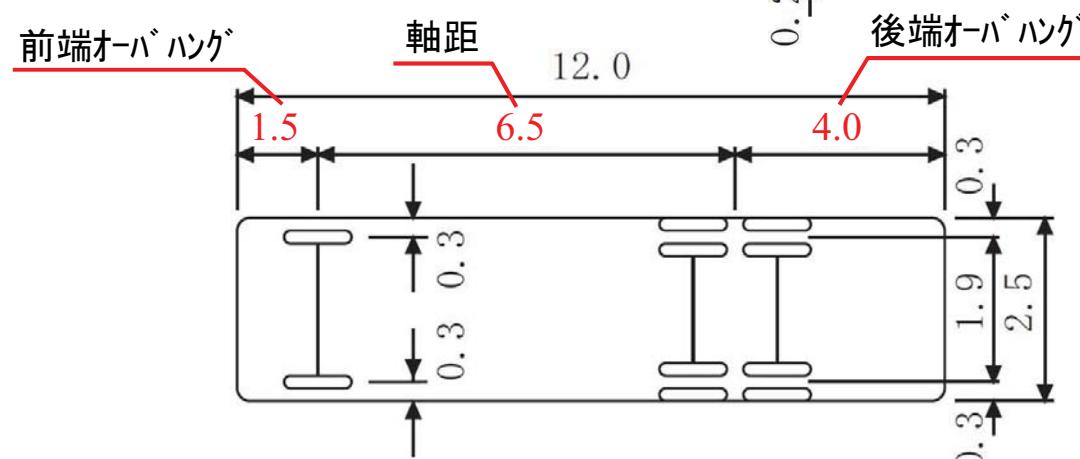
※自動車とは道路法第2条第3項の規定で道路運送車両法によるものとしており、道路構造令においてもこの規定に準じている。

設計車両に関する諸元について

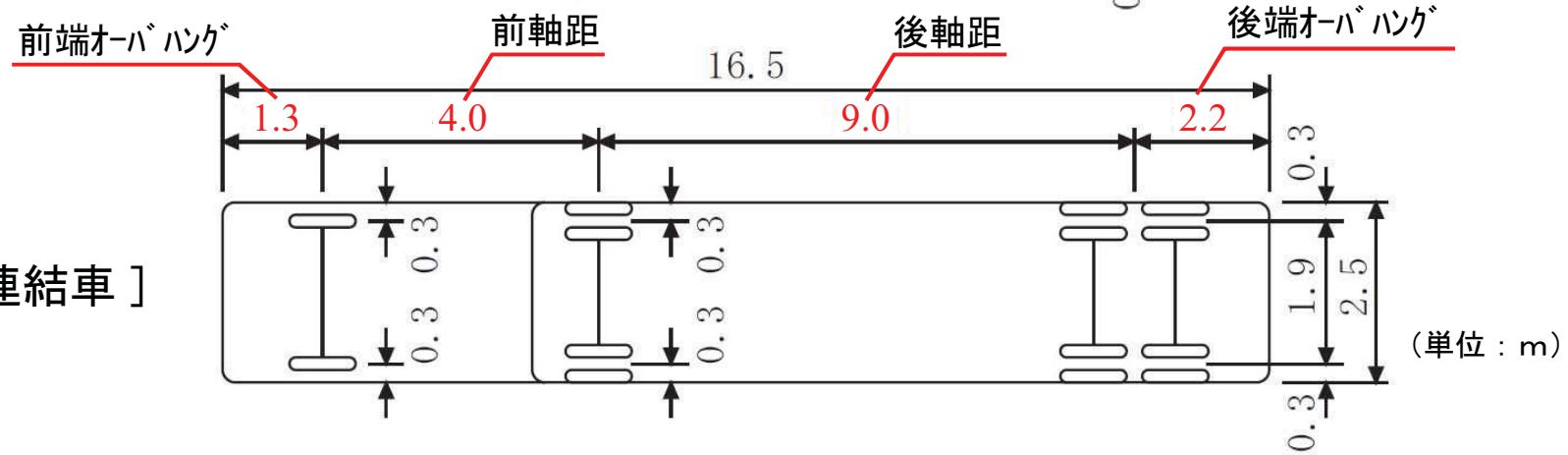
[小型自動車]



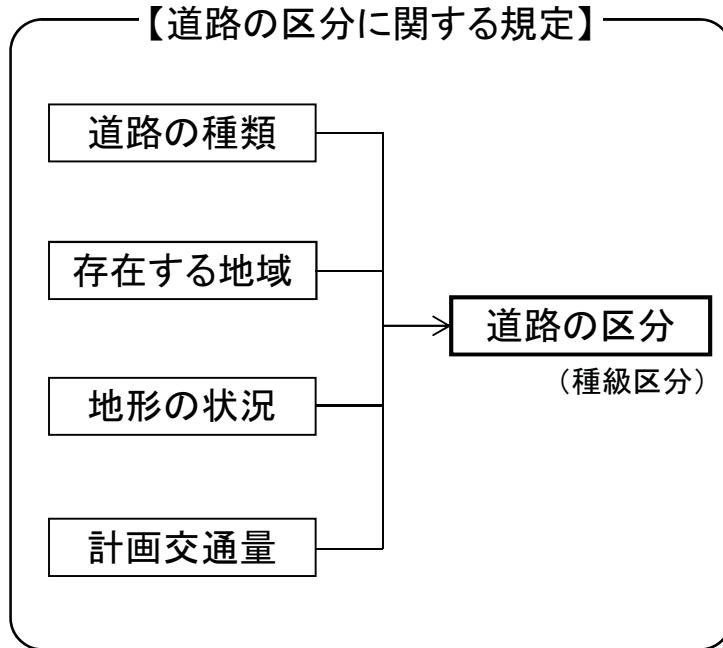
[普通自動車]



[セミトレーラ連結車]



種級区分の概要



<級別>

第1種

道路の種類	計画交通量 (単位1日につき台)				
		30,000以上	20,000以上 30,000未満	10,000以上 20,000未満	10,000未満
高速自動車国道	平地部	第1級	第2級	第3級	第4級
	山地部	第2級	第3級	第4級	
高速自動車国道以外の道路	平地部	第2級	第3級	第4級	
	山地部	第3級	第4級		

第2種

道路の種類	道路の存する地区	
	大都市の都心部以外の地区	大都市の都心部
高速自動車国道	第1級	
高速自動車国道以外の道路	第1級	第2級

第3種

道路の種類	計画交通量 (単位1日につき台)					
		20,000以上	4,000以上 20,000未満	1,500以上 4,000未満	500以上 1,500未満	500未満
一般国道	平地部	第1級	第2級	第3級	第4級	
	山地部	第2級	第3級	第4級		
都道府県道	平地部	第2級	第3級	第4級		
	山地部	第3級	第4級			
市町村道	平地部	第2級	第3級	第4級	第5級	
	山地部	第3級	第4級	第5級		

第4種

道路の種類	計画交通量 (単位1日につき台)				
		10,000以上	4,000以上 10,000未満	500以上 4,000未満	500未満
一般国道	第1級	第2級	第3級	第4級	
都道府県道	第1級	第2級	第3級		
市町村道	第1級	第2級	第3級	第4級	第5級

<種別>

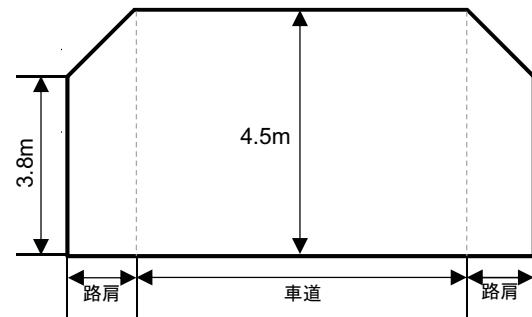
道路の存する地域	地方部	都市部
高速自動車国道及び自動車専用道路又はその他の道路の別		
高速自動車国道及び自動車専用道路	第1種	第2種
其他の道路	第3種	第4種

構造基準の具体的内容(建築限界)

- 道路において、構造物等により車両や歩行者の交通の安全性・円滑性に支障をきたすことを防ぐため、構造物を配置してはならない一定の幅、一定の高さの範囲を、建築限界として定めている。
- 設計車両の規定における「普通自動車」「セミトレーラー連結車」の高さ3.8mに、車両の揺動等に対応する余裕高さを考慮し、4.5mの高さを規定している。
- 路肩に車両が進入するときは、低速もしくは停車していることが基本であるため、路端においては、余裕高さは考慮せず3.8mまで高さを減ずることを認めている。

＜道路構造令第12条＞

- 車道に接続して路肩を設ける道路の車道の場合



新名神高速道路(土山SA附近)

構造基準の具体的内容(設計自動車荷重)

- 橋、高架の道路等は、崩壊・損傷等が起きると、自動車の交通の安全性・円滑性に大きな影響を与えるため、構造については、鋼構造、コンクリート構造といった耐久性のある材料を規定している。
- 自動車の交通の連続性の観点から、設計自動車荷重を規定している。

〈道路構造令第35条〉

- 橋、高架の道路等は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とする。
- 普通道路の設計自動車荷重は、245kNとする。



鋼構造(一般国道45号 岩手県下閉伊郡田野畠村)

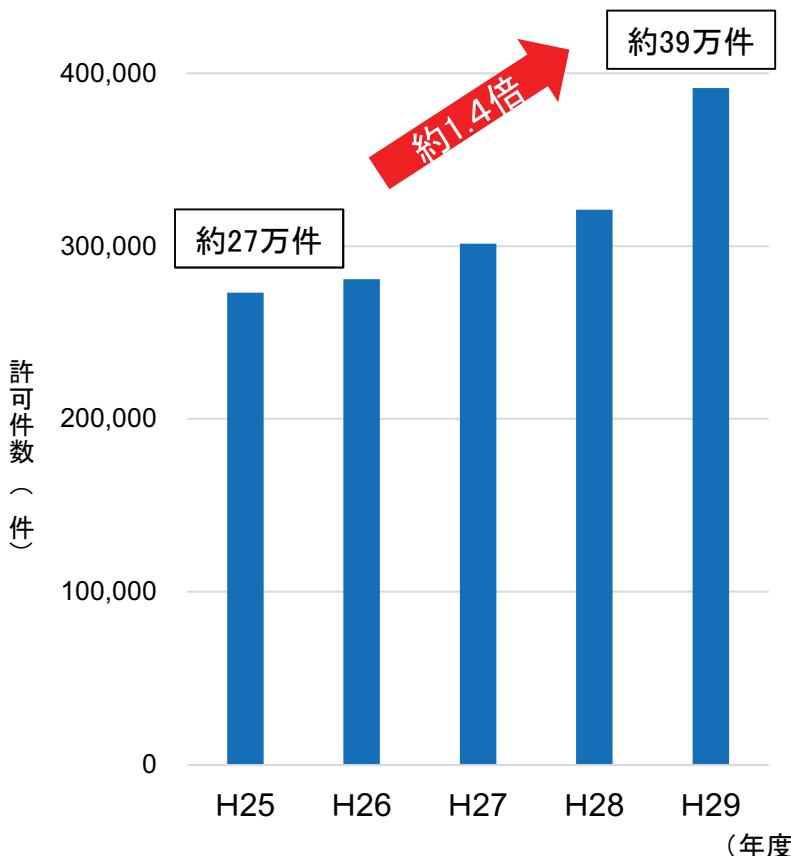


コンクリート構造(一般国道7号 秋田県大館市)

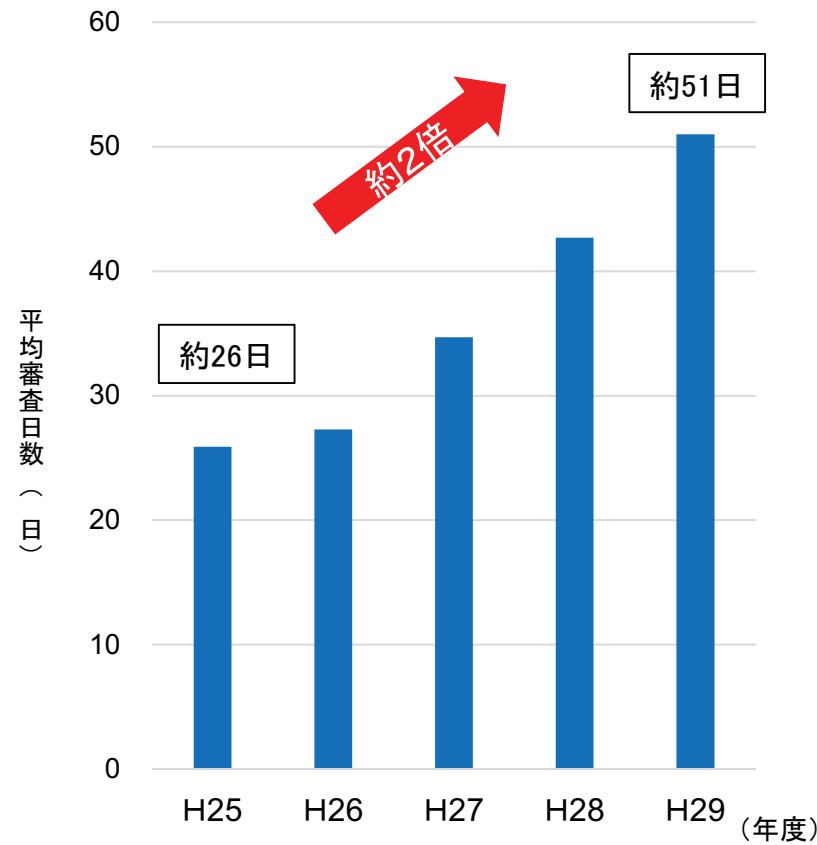
特車通行許可の現状と課題

- ・ 特大トラックは、事前に道路管理者から特車通行許可を受ける必要
- ・ 最近の車両の大型化により、トラック事業者からの申請件数が増加し、許可までの審査日数も増加
- ・ 事業者からは、**機動的な輸送計画が立てられないため、審査の迅速化に対して強い要望**

■ 許可件数の推移



■ 平均審査日数の推移



現行の一般的制限値

<単車>

	原則	高速自動車国道	重さ指定道路	高さ指定道路
車高(m)	3.8	4.1※1	3.8	4.1※1
車長(m)	12	12	12	12
総重量(t)	20	20~25※2	20~25※2	20

<連結車>

	原則	高速自動車国道	重さ指定道路	高さ指定道路
車高(m)	3.8	4.1※1	3.8	4.1※1
車長(m)	特例5車種 (セミトレ)	12	16.5	12
	特例5車種 (フルトレ)	12	18	12
	その他	12	12	12
総重量(t)	特例5車種	20~27※2	20~36※2	20~27※2
	その他	20	20~25※2	20

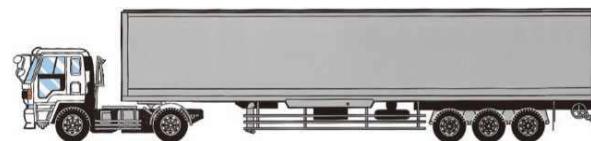
※1 予め上空障害がないことの確認、路肩等の通行禁止等の条件のもと、4.1mまで引き上げ。

※2 総重量は車両の条件(最遠軸距等)に応じて一般的制限値を引き上げ。

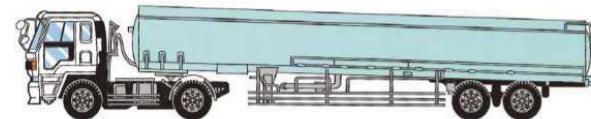
セミトレーラ連結車の車種

■特例5車種

・バン型セミトレーラ



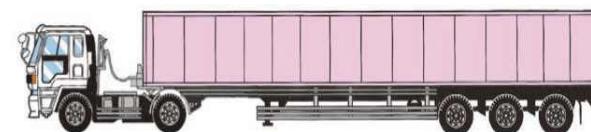
・タンク型セミトレーラ



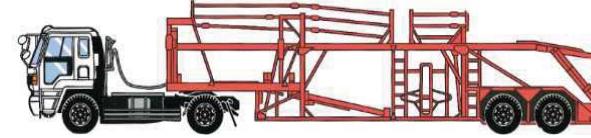
・幌枠型セミトレーラ



・コンテナ用セミトレーラ



・自動車運搬用セミトレーラ

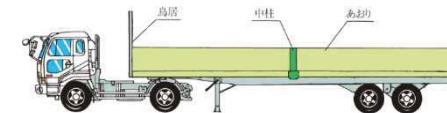


■その他の車種

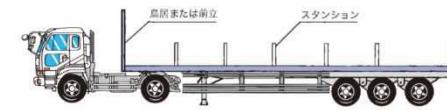
・海上コンテナ用セミトレーラ



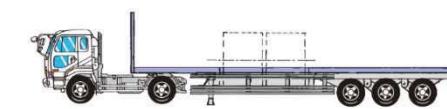
・あおり型セミトレーラ



・スタンション型セミトレーラ



・船底型セミトレーラ



・重量物運搬用セミトレーラ



・ポールトレーラ



■特例5車種の特例

(重さの特例)

道路種別	一般的制限値
高速自動車国道	25t～36t
その他の道路	24t～27t

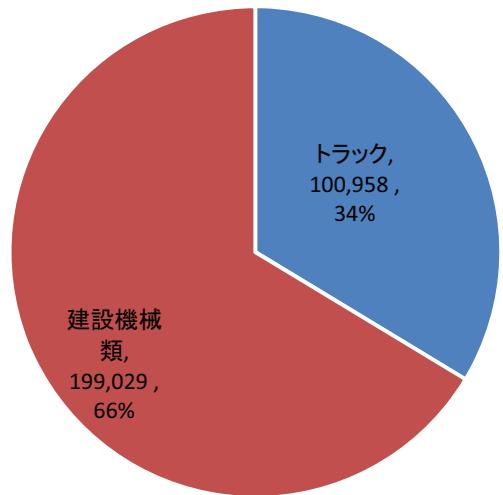
(長さの特例)

道路種別	一般的制限値
高速自動車国道	16.5m

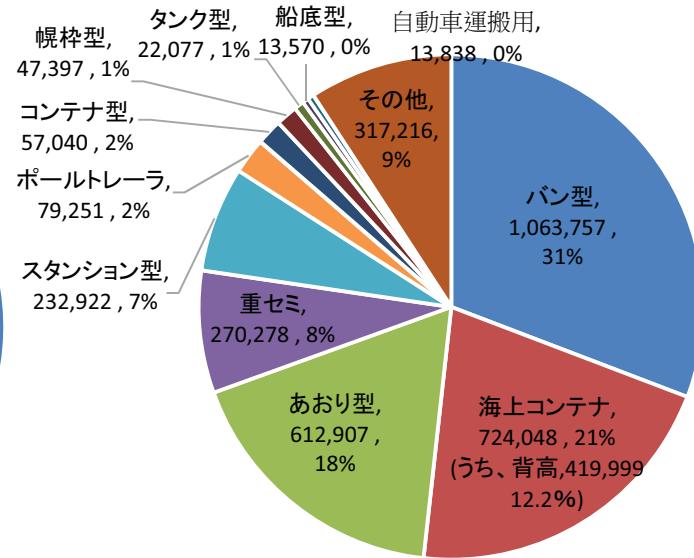
※車両の最遠軸距に応じて一般的制限値が異なる。

車種別特車通行許可台数

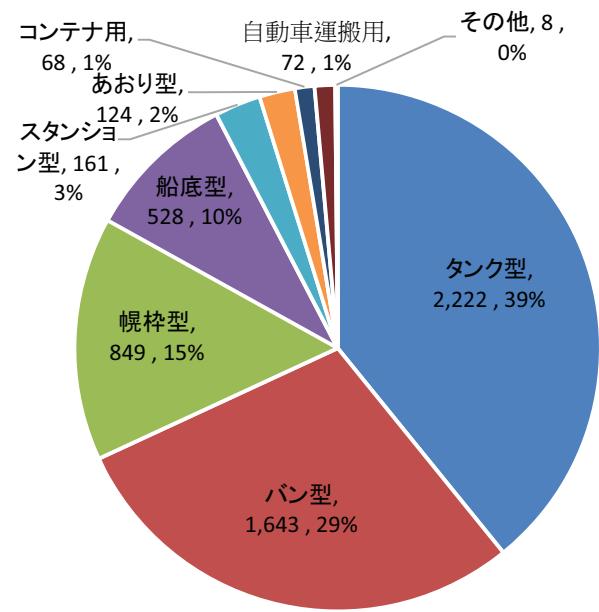
■単車



■セミトレーラ



■フルトレーラ



出典:2017年度特殊車両通行許可データ(国土交通省)